

1. 基本情報（令和5年3月31日現在）

人口	31,428人	保護率	0.837%
----	---------	-----	--------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	0/月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	0/月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	0/月				
就労・増収率（%）	0.00%				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
×	×	○	×	×	○

3. 事業の概要等（令和5年度）

実施方法	直営（福祉課生活支援係） ・自立相談支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施
事業概要	生活困窮者相談支援員1名を配置し、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、家計の改善に向けた助言・指導等を行う。
事業費	2,138千円
その他特記事項	

4. 事業の立ち上げプロセス

開始前

厚生労働省の平成30年通知の中で「家計改善支援事業」について、令和4年度には全ての都道府県等(市及び福祉事務所を有する町村)が、事業を行うことを目指して、令和元年度から令和3年度までの間を都道府県等における両事業の実施を集中的に促進する期間と位置付けたことを踏まえ、令和3年度から「家計改善支援事業」を導入することについて計画を行った。

課内協議
【6か月前】

・事業概要について協議（人材について）
⇒消費生活センターと生活困窮者自立支援機関の対象者は、重複するケースがあり、両機関の連携強化を図ることにより、対象者へより効果的な住民サービスを提供することができることから、委託ではなく、市の消費生活センターと連携して事業実施することを決定。

事業の立ち上げ

消費生活センター担当部署との協議
【6か月前】

・消費生活センター担当部署の商工水産課と協議。
⇒家計改善支援員を消費生活センター内に配置することで、相互に連携することとした。

令和3年4月 事業開始

事業実施

・実績：利用者0名（令和3年度）
自立相談機関への相談はあったが、その中で家計改善への相談やプラン作成はなかった。